

2021年度定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会 社 の 体 制 及 び 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

明和産業株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meiwa.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）

当社は、2021年7月30日開催の取締役会において、会社法第399条の13第1項第1号ハに定める内部統制の体制の整備に関する基本方針の改訂を行い、次のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a) コーポレート・ガバナンス取締役

イ) 取締役会は、法令、定款、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」及び「取締役会規則」等に従い、重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。

ロ) 取締役は、取締役会が決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規定に従い、業務執行を行う。

ハ) 監査等委員である取締役は、「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

b) コンプライアンス

イ) 取締役、執行役員及び使用人は、企業理念である「明光和親」及び「役職員行動規範」に則り行動する。

ロ) コンプライアンス担当役員（統括責任者）、コンプライアンス委員会、コンプライアンス部門責任者及びコンプライアンス事務局を設置、また子会社においても同様の体制整備を促進することで、連結グループでのコンプライアンス体制の充実に努める。

ハ) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するとともに、各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。

ニ) 反社会的勢力とは、取引を含めて一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶する。

c) 財務報告

イ) 財務報告に係る内部統制担当役員（統轄責任者）、部門責任者を設置するとともに、法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成に係る社内規定を整備し、財務情報の適正かつ適時な開示体制の強化に努める。

ロ) 財務報告に係る内部統制事務局を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況について改善を図る。

d) 内部監査

社長直轄の監査部を設置する。監査部は「内部監査規定」に基づき各組織・子会社の業務全般に関し、法令、定款及び社内規定の遵守状況と合理性等につき、定期的に内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令、「文書取扱規定」、「文書保存基準」及びその他の社内規定に従い、株主総会議事録及び取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書を適切に保存・管理し、常時、閲覧することができる。また、会社の重要な情報の開示を所管する部署を設置し、取締役は、開示すべき情報を収集し法令等に従って適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの類型、類型毎の管理責任部署を設置し、管理方法を社内規程等で定め、体制を整備するとともに、必要に応じて社内委員会等を設置する等、リスク管理体制及び管理手法を整備する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

a) 取締役会

取締役は実質的な討議を可能とする人数とし、取締役会は取締役の職務執行が経営者として効率性を含め適正に行われていることを監督する。

b) 執行役員制

取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会が決定し委任された職務を執行する。

c) 事業部門制

事業部門制を採用し、各事業部門には部門長を置き、法令、定款及び社内規定等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、事業部門ごとに目標を設定し達成度を取締役会において検証することにより、経営管理を行う。

d) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を行うため、社内規定を整備し各役職者の権限及び責任を明確化する。

⑤ **当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

a) 子会社管理・報告の体制

イ)子会社毎に主管部署を定め、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し業務の適正を確保する。

ロ)「事業投資管理規定」を定め、子会社の経営上の重要事項に関しては、原則として当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

ハ)当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として当社が直接保有する子会社に経営管理及び経営指導にあたらせ、業務の適正が確保されるよう努める。

b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の主管部署は、子会社がリスクに対する管理方法を社内規程等で定める他、リスク管理体制及び管理手法の整備を促進し、リスク管理体制の充実に努める。

c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の主管部署は、事業年度毎に子会社の事業計画を策定し、計画達成のために子会社の経営管理及び経営指導に当たる。

d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ)子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し、子会社において職務執行の監督及び監査を行うことにより、子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう努める。

ロ)子会社の主管部署は、各社に適した規定を設置し当社と同水準で各社に適したコンプライアンス体制の構築に努める。

ハ)子会社の業務活動全般は、当社監査部による内部監査の対象とする。

⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

a) 補助使用人の設置

監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。

b) 補助使用人の人選

補助使用人の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査等委員会または常勤監査等委員と協議のうえ決定する。

c) 補助すべき取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

- ⑦ **監査等委員会の補助使用人の監査等委員でない取締役からの独立性及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- a) 補助使用人への指揮命令権
補助使用人は、監査等委員会の職務に関し監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- b) 補助使用人の人事事項
補助使用人の異動・評価・懲戒等の人事事項については、監査等委員会が同意権を有し、事前に常勤監査等委員と協議を行うものとする。
- ⑧ **監査等委員会への報告に関する体制**
- a) 職務執行状況の聴取
監査等委員は、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役や使用人から職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- b) 取締役による報告
取締役は、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性がある事項については、直ちに監査等委員会に報告する。
- c) 使用人による報告
使用人は、当社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実等について、直接、監査等委員に報告することができる。
- d) 子会社の報告
イ)子会社の取締役及び監査役は、当社の監査等委員会に当該子会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実等を直接報告することができる。
ロ)当社の取締役及び使用人は、子会社の役職員から著しい損害を及ぼす可能性がある事実等の報告を受けた場合は、監査等委員会に報告する。
- ⑨ **監査等委員会に報告をした者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**
監査等委員会に報告・相談を行った取締役及び使用人もしくは子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を規定し、周知徹底する。
- ⑩ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
監査等委員の職務の執行において生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保する。措置を行い、監査等委員会の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。
- ⑪ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- a) 監査の環境整備
「監査等委員会監査等基準」に定める監査等委員会監査の重要性・有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行う。
- b) 内部監査部門
監査等委員会は、社長直轄の内部監査部門である監査部に監査の指示を行うことができるとともに、監査部の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき密接な情報共有及び連携を図る。
- c) 会計監査人
監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。
- d) コーポレート部門
監査等委員会は、コーポレート部門その他の各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を指示することができる。

(2) 内部統制の運用状況

当社は、上記の基本方針に基づいて、内部統制の体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス

コンプライアンス担当取締役等により構成するコンプライアンス委員会が、コンプライアンス関連規定の整備、内部通報窓口の整備・運用、教育啓蒙活動（研修、eラーニング、情報提供など）を主導し、継続的に実施しています。

また、各部門にコンプライアンス推進担当者を任命し、グループ内研修の実施や日常の業務を通して社員のコンプライアンスへの意識徹底に努めました。

② リスク管理

取締役は、各業務執行部門を指揮し事業活動に重大な影響を及ぼすリスクを把握し適切な管理に努め、特に事業活動に係る重要なリスクについては、経営会議において審議を行うこと等により、リスク管理を行いました。また、事業活動に係るリスク全般を網羅し、各リスクとその基本的管理方針等を定める「リスク管理基本規程」の制定を2022年3月30日開催の取締役会で決議しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買取防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業

監査部は、業務執行部門の内部監査を実施し、その活動結果を定期的に社長ならびに常勤監査等委員に報告し、半年毎に経営会議や取締役会へ概要報告を行いました。

③ 子会社の管理

事業投資管理規定に定めた事項について、子会社を所管する部門より経営会議に付議または報告が行われており、特に重要な事項については、取締役会へ付議または報告が行われております。

監査部は、子会社の内部監査を実施し、社長及び常勤監査等委員に対して活動結果報告を行いました。

④ 監査等委員会監査

監査等委員会が決定した監査計画に基づき、経営会議など重要会議への出席、支店調査、事業部門・コーポレート部門のヒアリング及び子会社調査等を行いました。

会計監査人に対しては、監査の独立性と適正性を監視し、監査計画・会計監査結果の報告を受け情報交換・意見交換を行いました。

監査部とは、定期的及び必要の都度、相互に情報交換・意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図りました。

価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

以上

連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	百万円 4,024	百万円 2,761	百万円 23,837	百万円 △4	百万円 30,619
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,589		△2,589
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,407		2,407
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△181	△0	△181
2022年3月31日残高	4,024	2,761	23,655	△4	30,437

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2021年4月1日残高	百万円 3,773	百万円 △2	百万円 363	百万円 △322	百万円 3,812	百万円 272	百万円 34,704
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,589
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,407
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△131	19	1,406	135	1,430	15	1,445
連結会計年度中の変動額合計	△131	19	1,406	135	1,430	15	1,263
2022年3月31日残高	3,642	17	1,770	△186	5,242	287	35,967

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

十全(株)、東京グラスロン(株)、ソーケン(株)、明和産業(上海)有限公司、Meiwa Vietnam Co., Ltd.、(株)武田商事

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Meiwa (Thailand) Co., Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称

(株)鈴裕化学、クミ化成(株)

クミ化成(株)については、同社の子会社6社に対する投資について持分法を適用して認識した損益が連結計算書類に与える影響が大きいため、当該6社の損益をクミ化成(株)の損益に含めて計算しており、持分法適用会社数はクミ化成(株)グループ全体を1社として表示しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

主要な会社等の名称

Meiwa (Thailand) Co., Ltd.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、明和産業（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び連結子会社は主として先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は主として定額法を、国内連結子会社は主として定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～30年

構築物 5年～15年

機械及び装置 5年～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは化学品をはじめ、潤滑油、電池材料、自動車関連、資源・環境関連などにおいて様々な事業を行っており、関連する商品の販売を主な事業として行っております。これらの商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として商品の引渡時点で収益を認識しております。

顧客への商品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約についてはすべて振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準等の適用」

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していた取引のうち、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

当該会計方針の変更による当連結会計年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準等の適用」

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外費用」に独立掲記しておりました「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」及び「有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積り)

顧客との契約関係から生じる将来の損失

当社グループは、各種製品の素材・原料ならびに石油製品の取扱いを広範に行っており、素材・原料の市況、原油価格および需給バランスに著しい変動が生じた場合、素材・原料の当該取引の売上高と損益に影響を与える可能性があります。また、将来において損失が発生する可能性が見込まれる場合は受注損失引当金の計上等により損益に影響を与える可能性があり、市況および需給バランスが安定化するまでの期間について当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 1,322百万円
2. 保証債務
連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。
非連結子会社及び関連会社の銀行借入等 104百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産
投資有価証券 96百万円
 - (2) 担保に係る債務
仕入債務 30百万円
4. 売上債権の流動化
売掛金譲渡額 300百万円
売掛金流動化に伴う遡及義務額 60百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項
当連結会計年度末における発行済株式の数
普通株式 41,780,000株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	626百万円	15円	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	1,962百万円	47円	2021年9月30日	2021年12月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年6月24日開催予定の2021年度定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	3,006百万円
1株当たり配当額	72円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、製品及び原料の販売をはじめとする基本的な事業活動を行うための運転資金を、主に銀行借入により調達しております。また、余剰資金は流動性の高い短期的な預金等により運用しております。デリバティブ取引については、為替相場及び金利相場の変動に対するリスクヘッジを目的としており、投機的な運用は行わない方針であります。

設備投資、事業投資等に必要な資金については、資金計画に基づいて調達方法を決定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社グループは、信用管理規定等に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理し、定期的にモニタリングするとともに、主な取引先の信用状況、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価や取引先企業の財務状況等の把握、並びに経済合理性や取引先企業との関係を勘案した保有意義の見直しを定期的を実施しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、大部分は1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替相場の変動に対するリスクヘッジを目的とする先物為替予約取引であり、取引限度額や決裁権限等を定めた社内ルールに従い、財務担当部門が管理・運用を行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注2）参照）。また、現金は注記から省略しており、「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	5,946	5,946	－
資産計	5,946	5,946	－
デリバティブ取引(※)	24	24	－

（※） デリバティブ取引は、債権と債務を差し引きした金額を表示しております。

（注1）デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契 約 額 等		時価
				うち1年超	
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	523	－	△5
	人民元		1,230	－	△1
	タイバーツ		29	－	－
	買建				
	米ドル	買掛金	1,372	－	30
	人民元		127	－	1

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式及び出資金（連結貸借対照表計上額8,854百万円）は、「投資有価証券」には含めていません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	5,946	—	—	5,946
資産計	5,946	—	—	5,946
デリバティブ取引				
通貨関連	—	24	—	24
デリバティブ取引計	—	24	—	24

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	854円35銭
1 株当たり当期純利益	57円65銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	第一事業	第二事業	第三事業	自動車・ 電池材料事業	計		
日本	20,379	3,928	59,370	2,072	85,750	1,635	87,386
中国	1,787	42,600	1,770	3,142	49,300	—	49,300
その他	2,612	1,940	1,575	210	6,338	—	6,338
顧客との契約 から生じる収益	24,780	48,469	62,715	5,424	141,389	1,635	143,025
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	24,780	48,469	62,715	5,424	141,389	1,635	143,025

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権	44,993百万円
契約資産	2百万円
契約負債	184百万円

顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。また、契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、416百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2021年4月1日残高	百万円 4,024	百万円 2,761	百万円 2,761
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
2022年3月31日残高	4,024	2,761	2,761

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
		繰 越 利 益 剰 余 金			
2021年4月1日残高	百万円 337	百万円 8,500	百万円 8,838	百万円 △4	百万円 15,619
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△2,589	△2,589		△2,589
当期純利益		1,897	1,897		1,897
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	△691	△691	△0	△691
2022年3月31日残高	337	7,809	8,146	△4	14,928

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	百万円 3,273	百万円 △2	百万円 3,271	百万円 18,891
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,589
当期純利益				1,897
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△117	19	△98	△98
事業年度中の変動額合計	△117	19	△98	△789
2022年3月31日残高	3,155	17	3,173	18,101

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～18年

構築物 6年～8年

機械及び装置 5年～8年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は化学品をはじめ、潤滑油、電池材料、自動車関連、資源・環境関連などにおいて様々な事業を行っており、関連する商品の販売を主な事業として行っております。これらの商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として商品の引渡時点で収益を認識しております。

顧客への商品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約についてはすべて振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準等の適用」

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していた取引のうち、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

当該会計方針の変更による当事業年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準等の適用」

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積り)

顧客との契約関係から生じる将来の損失

当社は、各種製品の素材・原料ならびに石油製品の取扱いを広範に行っており、素材・原料の市況、原油価格および需給バランスに著しい変動が生じた場合、素材・原料の当該取引の売上高と損益に影響を与える可能性があります。また、将来において損失が発生する可能性が見込まれる場合は受注損失引当金の計上等により損益に影響を与える可能性があり、市況および需給バランスが安定化するまでの期間について当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	2,300百万円
短期金銭債務	1,218百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	674百万円
----------------	--------

3. 保証債務
他の会社等の金融機関等からの借入債務及び取引先からの仕入債務に対し、保証を行っております。

十全(株)	29百万円
Meiwa (Thailand) Co., Ltd.	57百万円
Thai Meiwa Trading Co., Ltd.	47百万円
計	134百万円

4. 売上債権の流動化

売掛金譲渡高	300百万円
売掛金流動化に伴う遡及義務額	60百万円

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引
- | | |
|-----------------|----------|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 3,134百万円 |
| 仕入高 | 1,057百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 594百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の数
普通株式 41,780,000株
2. 当事業年度末における自己株式の数
普通株式 16,869株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	139百万円
投資有価証券評価損	97百万円
関係会社株式評価損	72百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	33百万円
退職給付引当金	178百万円
その他	149百万円
繰延税金資産小計	670百万円
評価性引当額	△266百万円
繰延税金資産合計	404百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,258百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△1,268百万円
繰延税金負債の純額	△864百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.70 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.33 %
外国源泉税	0.57 %
住民税均等割等	0.38 %
評価性引当額	△9.26 %
その他	0.04 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.72 %

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	三菱商事(株)	被所有 直接 33.1%	商品の売買 同社従業員3人が 役員に就任 4人が被出向	商品の販売他	6	売掛金	4
				商品の購入他	299	買掛金	101

(注)商品販売価格及び商品購入価格は、国内取引においては主として市場実勢価格を基準にして取引の都度決定しており、また、貿易取引においては主として双方の採算に基づく見積りを提示して取引の都度、交渉により決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	十全(株)	所有 直接 90.4%	商品の売買 資金の借入 当社役員1人 従業員4人が 役員に就任	商品の販売他	106	売掛金	33
				商品の購入他	85	買掛金	26
				支払利息	3	短期借入金	1,000
				受取配当金	115	-	-
				-	-	保証債務	29
	東京 グラスロン(株)	所有 直接 97.1%	商品の売買 当社従業員 4人が役員に 就任	商品の販売他	323	売掛金	1,365
				商品の購入他	2	買掛金	0
				受取配当金	37	-	-
商品の売買				1,695	売掛金	270	
明和産業(上 海)有限公司	出資 直接 100.0%	当社役員1人 従業員8人が 役員に就任	商品の購入他	191	買掛金	15	
			受取配当金	413	-	-	
関連会社	クミ化成(株)	所有 直接 39.9% 間接 0.3%	商品の売買 当社役員1人 従業員等3人が役 員に就任	商品の販売他	71	電子記録債権 売掛金	22 9
				商品の購入他	11	買掛金	5
				受取配当金	14	-	-
	P.T. Pakarti Riken Indonesia	所有 直接 20.0%	商品の売買 当社役員1人が 役員に就任	商品の販売他	54	売掛金	26

(注)1. 商品販売価格及び商品購入価格は、主として市場実勢価格を基準として取引の都度決定しております。支払条件については一般の支払条件に準じております。

2. 十全(株)からの借入金については、グループ間での資金集中管理のため、同社の余剰資金を預っているものであり、借入利率については市場金利等を勘案して決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	433円43銭
1 株当たり当期純利益	45円45銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(その他の注記)

退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	5,347百万円
年金資産	<u>△4,560百万円</u>
未積立退職給付債務	786百万円
未認識過去勤務費用	8百万円
未認識数理計算上の差異	<u>△211百万円</u>
退職給付引当金	582百万円

(3) 退職給付費用の内訳

勤務費用	161百万円
利息費用	55百万円
期待運用収益	△92百万円
過去勤務費用の費用処理額	125百万円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△10百万円</u>
退職給付費用合計	<u>240百万円</u>

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	1.0%
長期期待運用収益	2.0%
退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
過去勤務債務の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年